

奈良市公報

第 3 6 5 号

(平成30年10月前半分)

平成30年11月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
 - 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
 - 奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例… 2
 - 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 2
 - 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例…………… 3
 - 奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例…………… 4
 - 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例…………… 4
 - 奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例…………… 4
- ### 規 則
- 奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則… 5
 - なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則… 6
 - 奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則… 7
 - 奈良市児童手当法施行細則…………… 7
 - 奈良市公有財産規則の一部を改正する規則…………… 20
- ### 告 示
- 予防接種の実施の一部改正…………… 20
 - 奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱…………… 20
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 23
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定…………… 23
 - 放置自転車等の処分…………… 23
 - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）… 23
 - 奈良市国民健康保険料督促状の公示送達…………… 24
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定…………… 24
 - 住居番号の設定…………… 24
 - 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 24
 - 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 25
 - 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止…………… 26
 - 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）…………… 26

- 近鉄西大寺駅土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の公衆縦覧…………… 33
- 放置自転車等の保管…………… 33
- 道路の位置指定…………… 33
- 放置自転車等の保管…………… 34
- 指定管理者の公募（2件）…………… 34
- 開発行為に関する工事の完了…………… 35
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退…………… 35
- 平成30年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 36
- 平成18年旧介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設からの指定の辞退の届出…………… 36
- 放置自転車等の保管…………… 36
- インフルエンザ予防接種の実施…………… 36

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 37

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 37
- 奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示…………… 37
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（3件）…………… 39
- 都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画の変更（3件）…………… 39

消 防

- 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令…………… 40

教 育 委 員 会

- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 40
- 定例教育委員会の開催…………… 40
- 奈良市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則… 40

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の招集…………… 41

正 誤

- 正誤表…………… 41

条 例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第2条中「第5条」の次に「、第5条の2、第5条の4」を加える。

第5条の2及び第5条の4中「奈良市長の選挙における」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（平成30年10月1日掲示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第47項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表第47の2項とし、同表第46の3項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|-------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 47 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円 |
|----|-------------------------|--------------------------------------|------------------|

別表第71項を次のように改める。

| | | | | |
|----|-----------------|--|-------------------|-------------------|
| 71 | 仮設興行場等建築許可申請手数料 | 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設の期間が3月以内の場合 | 1件につき 60,000円 |
| | | | 仮設の期間が3月を超える場合 | 1件につき 120,000円 |
| | | 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 1件につき 160,000円 | |

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（平成30年10月1日掲示済）

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第48号

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例（奈良市立こども園設置条例の一部改正）

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

| | | |
|-------------|-----------------|------|
| 奈良市立辰市こども園 | 奈良市杏町414番地の4 | 215人 |
| 奈良市立学園南こども園 | 奈良市学園南三丁目15番28号 | 255人 |
| 奈良市立伏見こども園 | 奈良市菅原町367番地 | 170人 |

（奈良市立保育所設置条例の一部改正）

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表辰市保育園の項及び学園南保育園の項を削る。

（奈良市立学校設置条例の一部改正）

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立伏見幼稚園の項、奈良市立あやめ池幼稚園の項及び奈良市立辰市幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年10月1日掲示済）

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第49号

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で

あって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第29条第7号イの表4階以上の階の項及び第44条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「の前日」を「(以下「施行日」という。)の前日」に改め、「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。）」を加え、「この条例の施行の日後に」を「施行日後に」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改め、附則第5項中「この条例の施行の日」を

「施行日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第50号

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第54号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準」という。）において使用する用語の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24

号) 第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(放課後児童健全育成事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、放課後児童健全育成事業基準の附則及び放課後児童健全育成事業基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の基準の経過措置)

第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「法施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

(支援の単位の経過措置)

第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第51号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市横井共同浴場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第52号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入

れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成25年奈良市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会の項までを削り、同表特定非営利活動法人奈良芸能文化協会の項中「平成25年1月1日から平成30年9月30日まで」を「平成30年10月1日から平成35年9月30日まで」に改め、同表特定非営利活動法人奈良国際協力サポーターの項及び特定非営利活動法人おぞらじゅくの項を削る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、平成30年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(以下「旧条例」という。)別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人おぞらじゅくの項までに掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合には、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第53号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例(平成9年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「駐車料金(以下「駐車料金」という。)」を「利用料金を支払い、又は使用料」に改め、同項第1号中「別表第1に定める駐車料金を「次項に定める利用料金」に改め、同項第2号中「駐車料金を「使用料」に改め、同条第2項中「駐車料金を「利用料金又は使用料(以下「駐車料金」という。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 利用料金は、別表第1に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入とし

て収受させるものとする。

- 4 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
第7条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。
第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。
別表第1の1を次のように改める。

- 1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限（定期利用を除く。）（1台につき）

| 駐車時間 | 利用料金の上限 |
|----------------------------|--|
| 午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合 | 20分までごとにつき100円 (その額が900円を超える場合にあっては、900円) |
| 午前0時30分を超えて駐車する場合 | 1,200円 |

別表第1の2中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「1,500円」を「1,200円」に改め、同表の3中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「10,000円」を「15,000円」に改める。

別表第2中「駐車料金」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市営駐車場条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の入庫及び定期利用の承認に係る利用料金から適用し、同日前の自動車の入庫に係る駐車料金及び定期利用の承認に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(平成30年10月1日掲示済)

規 則

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則（平成9年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「駐車料金を」を「利用料金を支払い、又は使用料を」に改め、「の際に」の次に「支払い、又は」を加える。

第5条第1項中「第4条第2項」を「第4条第5項」に改め、同項の表中「150円券」を「100円券」に、「6,750円」を「4,500円」に、「1,200円券」を「900円券」に、「54,000円」を「40,500円」に、「1,500円券」を「1,200円券」に、「67,500円」を「54,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第5条の2 条例第4条第4項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる者でその障害の級別が別表障害の区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表障害の等級の欄に定める等級の区分に該当するものが自ら運転し、又は同乗する自動車を入庫させる場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者

2 条例第4条第4項による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を免除し、又は減額する。

- (1) 最初の3時間 全額を免除
- (2) 3時間を超える分 半額を減額

3 利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、自動車を出庫させる際（定期利用の場合にあっては、第2条の2第1項の市営駐車場定期利用申請書の提出の際）、指定管理者に提示しなければならない。

第6条第3号中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する」を「西部会館駐車場を利用する者のうち、」に、「又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者」を「、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条の2関係）

| 障害の区分 | | 障害の等級 |
|--|------|-------------------------------|
| 視覚障害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴覚障害 | | 2級及び3級 |
| 平衡機能障害 | | 3級 |
| 上肢不自由 | | 1級、2級の1及び2級の2 |
| 下肢不自由 | | 1級から4級までの各級 |
| 体幹不自由 | | 1級から3級までの各級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| | 移動機能 | 1級から4級までの各級 |
| 心臓機能障害 | | 1級及び3級 |
| 腎臓機能障害 | | 1級及び3級 |
| 呼吸器機能障害 | | 1級及び3級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | 1級及び3級 |
| 小腸機能障害 | | 1級及び3級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| 肝臓機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| 知的障害 | | 療育手帳 A1・A2 |
| 精神障害 | | 1級 |
| 備考 | | |
| 1 「視覚障害4級の1」とは、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のものをいう。 | | |
| 2 「上肢不自由2級の1」とは両上肢の機能の著しい障害をいい、「上肢不自由2級の2」とは両上肢のすべての指を欠くものをいう。 | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市営駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項の規定にかかわらず、この規則による改正前の奈良市営駐車場条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第5条第1項に規定する回数券（150円券、1,200円券及び1,500円券に限る。以下「旧回数券」という。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年9月30日までの間、使用することができる。
- 3 旧回数券は、施行日から平成31年9月30日までの間、市長に申し出て改正後の規則第5条第1項に規定する回数券（以下「新回数券」という。）と交換することができる。この場合において、旧回数券150円券は新回数券100円券と、旧回数券1,200円券は新回数券900円券と、旧回数券1,500円券は新回数券1,200円券と交換するものとし、その端数は切り捨てるものとする。
- (定期利用の特例)

- 4 平成31年4月分の定期利用の申請については、施行日

前においてもすることができるものとする。

(平成30年10月1日揭示済)

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則
なら100年会館条例施行規則（平成10年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第5条の2第1項中「自動車」とあるのは「自動車（なら100年会館条例施行規則第13条において準用する奈良市営駐車場条例施行規則第6条第3号に掲げる自動車を除く。）」と、第6条第3号中「西部会館駐車場」とあるのは「市民ホール（駐車場を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第46号

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市北部会館条例施行規則（平成16年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者が乗車している自動車

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市児童手当法施行細則をここに公布する。

平成30年10月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第47号

奈良市児童手当法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の施行について、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第2条 市長は、省令第1条の4第1項の規定による児童手当・特例給付認定請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは児童手当・特例給付認定通知書（別記第1号様式）により、受給資格がないと認めるときは児童手当・特例給付認定請求却下通知書（別紙第2号様式）により、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第3条 市長は、省令第1条の4第3項の規定による児童手当認定請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた

場合において、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）（別記第3号様式）により、受給資格がないと認めるときは児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第4条 市長は、省令第2条第1項の規定による児童手当・特例給付額改定認定請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めるときは児童手当・特例給付額改定通知書（別記第5号様式）により、手当額を改定しないと認めるときは児童手当・特例給付額改定請求却下通知書（別記第6号様式）により、請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定届の処理)

第5条 市長は、省令第3条第1項の規定による児童手当・特例給付額改定届の提出を受けた場合において、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは、児童手当・特例給付額改定通知書により当該届出者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第6条 市長は、省令第2条第3項の規定による児童手当額改定認定請求書（施設等受給者用）の提出を受けた場合において、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めるときは児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（別記第7号様式）により、手当額を改定しないと認めるときは児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）（別記第8号様式）により、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第7条 市長は、省令第3条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出を受けた場合において、当該届書の記載事項等により、届出に係る事実があると認めるときは児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により当該届出者に通知するものとする。

(職権に基づく額改定の処理)

第8条 市長は、省令第3条第1項の規定による児童手当・特例給付額改定届又は同条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、一般受給者のときは児童手当・特例給付額改定通知書により、施設等受給者のときは児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る現況届の処理)

第9条 市長は、省令第4条第1項の規定による児童手当・特例給付現況届の提出を受けた場合は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 当該届書の記載事項等により審査し、政令第11条第1項又は第2項の規定による認定の請求があったもの

とみなされる場合に該当すると認めるときは、児童手当・特例給付認定通知書により、当該届出者に通知するものとする。

- (2) 当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（別記第9号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

第10条 市長は、省令第4条第3項の規定による児童手当現況届（施設等受給者用）の提出を受けた場合において、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（別記第10号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

（現況届による認定請求の特例）

第11条 市長は、省令第4条第1項に規定する届書の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により審査を行い、法第7条第1項による認定の請求があったものとみなすときは、児童手当・特例給付認定通知書により、当該届書者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第12条 市長は、省令第7条第1項の規定による児童手当・特例給付受給事由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けた場合において、当該届出者が一般受給者のときは児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、施設等受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、当該届出者に通知するものとする。

- 2 市長は、省令第7条第1項の規定による児童手当・特例給付受給事由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、当該受給者が一般受給者のときは児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、施設等受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、当該受給者に通知するものとする。

- 3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があった場合（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第13条 市長は、省令第9条第1項の規定による未支払児童手当・特例給付請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた場合は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児

童手当及び特例給付（以下「児童手当等」という。）を支給するものと決定した場合において、一般受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当・特例給付支給決定通知書（別記第11号様式）により、施設等受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）（別記第12号様式）により、当該請求者に通知するものとする。

- (2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認められた場合において、一般受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当・特例給付請求却下通知書により、施設等受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）により、当該請求者に通知するものとする。

- 2 前項第1号に規定する未支払児童手当・特例給付支給決定通知書及び同項第2号に規定する未支払児童手当・特例給付請求却下通知書の様式は別記第11号様式によるものとし、同項第1号に規定する未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）及び同項第2号に規定する未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）の様式は別記第12号様式によるものとする。

（児童手当に係る寄附）

第14条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第20条第1項の規定による寄附の申出は、法第8条第4項に規定する各支払期月（以下「各支払期月」という。）の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。

- 2 省令第12条の9第1項の規定による児童手当・特例給付に係る寄附の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合においては、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の各支払期月に請求者等に支給される児童手当等の額のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領するものとする。

- 3 前項に定める寄附が行われた場合は、市長は、児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書（別記第13号様式）により、請求者等に送付するものとする。

- 4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収に係る事務処理）

第15条 請求者等からの法第21条第1項又は第2項の規定による費用その他これに類するものとして省令第12条の10で定める費用（以下この条において「費用」と総称する。）の支払の申出は、各支払期月の前々月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、費用を徴収するものとする。

- 2 省令第12条の10第1項に規定する児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収に関する申出書（以下この条

において「申出書」という。)が提出された場合においては、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の各支払期月に請求者等に支給される児童手当等の額(法第20条第1項の規定による寄附の金額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された費用の金額に相当する額を徴収するものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から費用の金額に相当する額を控除した額を支払うものとする。

3 市長は、前項の規定により児童手当等の額から費用の金額に相当する額を徴収するときは、各支払期月に、児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書(別記第14号様式)により請求者等に通知するものとする。

4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、第1項に規定する日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(児童手当等からの保育料の特別徴収)

第16条 市長は、法第22条第1項の規定による徴収(以下「特別徴収」という。)の方法によって保育料を徴収するときは、各支払期月に、あらかじめ、保育料特別徴収通知書(別記第15号様式)を特別徴収の対象者に送付するものとする。

2 前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者に送付するものとする。

3 特別徴収は、支払期月に支給される児童手当等の額から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第17条 児童手当等の支払日は、各支払期月の15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下この項において「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 市長は、児童手当等の支払を行う場合において、一般受給者のときは各支払期月を除き児童手当・特例給付支払通知書(別記第16号様式)により、施設等受給者のときは児童手当支払通知書(施設等受給者用)(別記第17号様式)により、受給者に通知するものとする。

3 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止め)

第18条 市長は、法第10条の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととした場合又は法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差止めすることとした場合は、児童手当・特例給付支払差止め通知書(

別記第18号様式)により、受給者に通知するものとする。
(児童手当等の返還)

第19条 法第14条第1項の規定により、受給者が偽りその不正の手段により手当の支払を受けた場合又は過払を受けた場合は、受給者は、当該支給された児童手当等の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

(処分の取消し)

第20条 市長は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定又は支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあった場合は、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。
(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(奈良市児童手当の支払日に関する規則の廃止)
- 2 奈良市児童手当の支払日に関する規則(昭和61年奈良市規則第43号)は、廃止する。

別記

第1号様式 (第2条、第9条、第11条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

児童手当
特例給付 認定通知書

年 月 日付で請求のありました 児童手当 については、次のとお
り認定しましたので通知します。 特例給付

児童手当
特例給付 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました 児童手当 については、次の理
由で請求を却下しましたので通知します。 特例給付

第2号様式 (第2条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

児童手当
特例給付 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました 児童手当 については、次の理
由で請求を却下しましたので通知します。 特例給付

| 認定に関する事項 | |
|-------------------------|--|
| 1 支給対象児童数 | (3歳未満) 人 (3歳以上小学校修了前) 人 (中学生) 人 計 人 |
| 2 区分 | 児童手当 特例給付 |
| 3 手当月額 | (3歳未満) 円 (3歳以上小学校修了前) 円 (中学生) 円 計 円 |
| 4 支給開始年月 | |
| 5 振込口座 | |
| 6 支給要件に該当しない児童の氏名及びその理由 | () |
| 備考 | |

1 却下した理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

○支払予定日 年 月 日 () 支払開始年月 年 月

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

児童手当認定請求却下通知書 (施設等受給資格者用)

年 月 日付で請求のありました児童手当認定請求については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

1 却下した理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合に及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式 (第4条、第5条、第8条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

児童手当
特例給付
額改定通知書

児童手当 特例給付 の額の改定については 請求、届出 により、次のとおり改定しましたので通知します。

| 認定に関する事項 | |
|--------------------------|----------------|
| 1 改定後の支給対象児童数 | (3歳未満) 人 |
| | (3歳以上小学校修了前) 人 |
| | (中学生) 人 |
| | 計 人 |
| 2 区分 | 児童手当 特例給付 |
| 3 改定後の手当月額 | (3歳未満) 円 |
| | (3歳以上小学校修了前) 円 |
| | (中学生) 円 |
| | 計 円 |
| 4 改定年月 | |
| 5 改定 (増額 / 減額) の理由 () | |
| 備考 | |

(注) 余白に注意事項並びにこの処分について不服がある場合に及ぶ取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式 (第4条関係)

第 年 月 日
号

奈良市長 印

様

児童手当
特例給付
額改定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました 児童手当
特例給付 額の改定請求に

ついては、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

1 却下した理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式 (第6条、第7条、第8条関係)

第 年 月 日
号

奈良市長 印

様

児童手当額改定通知書 (施設等受給者用)

児童手当の額の改定については 請求、届出 により次のとおり改定しましたので
通知します。 職 権

認定に関する事項

| | | |
|---------------|--------------|---|
| 1 改定後の支給対象児童数 | (3歳未満) | 人 |
| | (3歳以上小学校修了前) | 人 |
| | (中学生) | 人 |
| | 計 | 人 |

| | | |
|------------|--------------|---|
| 2 改定後の手当月額 | (3歳未満) | 円 |
| | (3歳以上小学校修了前) | 円 |
| | (中学生) | 円 |
| | 計 | 円 |

- 3 改定年月
- 4 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由
- 5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由
- (※) 4及び5については、この通知書の別紙をご確認ください。

備考

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式（第9条、第12条関係）

第10号様式（第10条、第12条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日
奈良市長 印

第 年 月 日
第 年 月 日
奈良市長 印

様

様

児童手当
特例給付
支給事由消滅通知書

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり
児童手当
特例給付
の支給事由が消滅しましたので通知します。

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

1 消滅した日 年 月 日

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

2 消滅の理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第12号様式 (第13条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

支給決定 未支払児童手当 通知書 (施設等受給者用)
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当については、次のとおり
支給することに決定 しましたので通知します。
請求を却下

| | | | | |
|-------|----|-------|------------------|-------|
| 児童の氏名 | 住所 | 支払の内容 | | 却下の理由 |
| | | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで | |
| | | 支払金額 | 円 | |
| | | 支払年月日 | 年 月 日 | |
| | | 振込口座 | | |

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式 (第13条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

未支払 児童手当 支給決定 通知書
特例給付 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 については、次のとおり
特例給付 しましたので通知します。
請求を却下

| | | |
|-------|-------|------------------|
| 支払の内容 | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで |
| | 支払額 | 円 |
| | 支払年月日 | 年 月 日 |
| | 振込口座 | |
| 却下の理由 | | |

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第13号様式 (第14条関係)

第14号様式 (第15条関係)

整理番号

児童手当
に係る寄附受領証明書
特例給付

様

第 年 月 日 号

奈良市長 印

児童手当
特例給付
に係る学校給食費等の徴収 (支払) に係る通知書

住所 (法人の主たる事業所の住所地)

氏名 (法人名等)

児童手当法第21条の

第1項
第2項

規定に基づく申出のあった費用について、次の

金 円也

とおり、
児童手当
特例給付

から徴収する (支払う) ことといたしますので通知します。

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

記

年 月 日

奈良市長

印

徴収 (支払) の内容

| 児童の氏名 生年月日 | 児童手当等から徴収 する (支払う) 費用 | 徴収期間 | 備考 |
|---------------|--------------------------|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第15号様式 (第16条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

| | | |
|--------|-------|------|
| 1 対象児童 | 児童の氏名 | 生年月日 |
|--------|-------|------|

2 徴収内容

| 児童手当等支払期日 | 特別徴収する保育料の額 | 摘要 |
|-----------|---------------|----|
| 年 6 月分 | (円 月分保育料) | |
| 年 10 月分 | (円 月分保育料) | |
| 年 2 月分 | (円 月分保育料) | |
| 年 6 月分 | (円 月分保育料) | |

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第16号様式 (第17条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

児童手当 支払通知書
特例給付

児童手当 特例給付 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項(同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。)の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

| 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで |
|-------|------------------|
| 支払額 | 合計 円 |
| 支払予定日 | 年 月 日 |
| 振込口座 | |

第17号様式 (第17条関係)

年 月 日

様

奈良市長 [印]

児童手当支払通知書 (施設等受給者用)

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

| 児童の氏名 | 生年月日 | 支給の内容 | |
|-------|------|------------------|------|
| | | 支払期間 | 支払金額 |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 年 月分から 年 月分まで | 円 |
| | | 支払金額 | |
| | | 合計 | 円 |

第18号様式 (第18条関係)

第 年 月 日
号

様

奈良市長 [印]

児童手当
特例給付
支払差止通知書

次のとおり 児童手当 特例給付 の支払を差し止めましたので通知します。

| 支払差止めの内容 | |
|----------|------------------|
| 支払差止事由 | |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 年 月分から 年 月分まで |

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成30年10月15日揭示済)

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第48号

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「の各号」を削り、「を超えることができない」を「とする」に改め、同項第1号中「」を「」の次に「借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定により」を加え、「30年」を「50年以上」に改め、同項第5号中「1年」を「1年以内」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「1年」を「1年以内」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「5年」を「5年以内」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「前号」を「前3号」に、「10年」を「10年以内」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とする土地及び土地の定着物を借地借家法第23条の規定により貸し付けるときは、10年以上50年未満
- (3) 建物の所有を目的とする土地及び土地の定着物を貸し付けるときは、30年以内

第30条第2項中「貸付期間は」の次に「、同項第1号及び第2号に掲げる場合を除き」を加え、「の各号」を削り、同項第1号中「前項第1号」を「前項第3号」に改め、同項第2号中「前項第2号から第5号」を「前項第4号から第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市公有財産規則第30条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約に係る普通財産の貸付けについて適用し、同日前に締結された契約に係る普通財産の貸付けについては、なお従前の例による。

(平成30年10月15日揭示済)

告 示**奈良市告示第543号**

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市告示第544号

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地震によるブロック塀等の倒壊等による被害を防ぎ、もって災害に強いまちづくりの推進を図るため、倒壊等の危険性があるブロック塀等の撤去に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が利用する道をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他組積造の塀及び門柱等をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）とする。

- (1) 道路等に面する高さ80センチメートル以上のものであること。
- (2) 別表に掲げる基準を満たさない項目があること。
- (3) 通行人の安全を確保するために市長が撤去する必要があると認めるものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内に存する補助対象ブロック塀等を撤去する事業であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受けた事業者により行われる事業であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ブロック塀等の所有者（団体又は所有者が複数のときは、その代表者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者及び暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する者は、補助対象者としな

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象ブロック塀等の全部又は一部の撤去に要する経費とし、見付面積1平方メートルにつき8,000円を限度とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1敷地につき、1回限りとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、当該工事を行う予定の事業者の押印のあるものに限る。）の写し
- (2) 補助対象ブロック塀等の付近見取図及び現況写真
- (3) ブロック塀等撤去の内容を示した図書（配置図、立面図等）
- (4) 第5条第1項に該当することを証する書類
- (5) ブロック塀等点検表（別記第1号様式）
- (6) 市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて同条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 完了時の工事写真
- (2) ブロック塀等撤去に要した経費の領収書の写し
- (3) ブロック塀等撤去の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

□補強コンクリートブロック造の塀等

| 項目 | 基準 |
|----------------------------|---|
| ① 高さ | 塀の高さは、2.2メートル以下とすること。 |
| ② 壁の厚さ | 塀の高さが2メートルを超える塀の厚みは、15センチメートル以上とすること。 塀の高さが2メートル以下の塀の厚みは、10センチメートル以上とすること。 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。 |
| ③ 鉄筋 | 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。 鉄筋の末端は、鍵状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれら縦筋に、それぞれ鍵掛けして定着すること。 |
| ④ 壁 (高さが1.2メートルを超えるとき) | 塀の長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面からの高さの5分の1以上突出したものを設けること。 |
| ⑤ 基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき) | 基礎の丈は35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎があること。 |
| ⑥ 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。 |
| ⑦ ぐらつき | 人の力でぐらつかないこと。 |
| ⑧ その他 | 塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上にないこと。 |

□組積造（れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造）の塀等

| 項目 | 基準 |
|----------------------------|---|
| ① 高さ | 高さは、1.2メートル以下とすること。 |
| ② 壁の厚さ | 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。 |
| ③ 鉄筋 | — |
| ④ 壁 (高さが1.2メートルを超えるとき) | 塀の長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁を設けること。 |
| ⑤ 基礎 (高さが1.2メートルを超えるとき) | 基礎の根入れ深さは、20センチメートル以上とすること。 |
| ⑥ 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いておらず、1ミリメートル以上のひび割れがないこと。 |
| ⑦ ぐらつき | 人の力でぐらつかないこと。 |
| ⑧ その他 | 塀が土留め壁を兼ねていないこと。 玉石積み擁壁等の上にないこと。 |

別記

第1号様式 (第8条関係)

ブロック塀等点検表

該当する塀の構造の点検表にレ点を記入し、点検項目ごとに、点検結果が適合の場合は適合の欄に不適合又は不明の場合は不適合(不明を含む)欄にレ点を記入してください。
補強コンクリートブロック造 点検表

| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|------------------------|--|------|------------|
| | | 適合 | 不適合(不明を含む) |
| ① 高さ | 2.2メートル以下 | | |
| ② 壁の厚さ | 高さ2メートルを超える塀で15センチメートル以上 | | |
| | 高さ2メートル以下の塀で10センチメートル以上 | | |
| ③ 鉄筋 | 塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれ埋め込まれている。 | | |
| ④ 控壁(高さが1.2メートルを超えるとき) | 塀の長さ3.4メートル以下ごとに、直径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。 | | |
| ⑤ 基礎(高さが1.2メートルを超えるとき) | 丈が35センチメートル以上で根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。 | | |
| ⑥ 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない。 | | |
| ⑦ ぐらつき | 人の力でぐらつかない。 | | |
| ⑧ その他 | 塀が土留め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない。 | | |

組構造(れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造)の塀 点検表

| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 | |
|------------------------|-----------------------------------|------|------------|
| | | 適合 | 不適合(不明を含む) |
| ① 高さ | 1.2メートル以下 | | |
| ② 壁の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上 | | |
| ③ 鉄筋 | — | — | — |
| ④ 控壁(高さが1.2メートルを超えるとき) | 塀の長さ4メートル以下ごとに、壁の厚さの1.5倍以上突出している。 | | |
| ⑤ 基礎(高さが1.2メートルを超えるとき) | 根入れ深さが20センチメートル以上ある。 | | |
| ⑥ 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない。 | | |
| ⑦ ぐらつき | 人の力でぐらつかない。 | | |
| ⑧ その他 | 塀が土留め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない。 | | |

※ 8項目のうち、1つでも不適合があれば、安全対策が必要です。

第2号様式 (第8条関係)

市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書

奈良市ブロック塀等撤去費補助金の交付に係る申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納付状況等について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、補助金交付申請書に記載された者が、暴力団等であるか否かの確認について、奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所
 氏 名
 生年月日

印

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第85条第1号の規定により公示します。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 指 定 年月日 |
|------------|----------------------------------|------------------|----------------------------------|------------|------------|
| | 所在地 | 名称 | 法人所在地 | 法人名 | |
| 2970107997 | 奈良市富雄北二丁目8番15号 ガーデンハイツ高川1F | リハプライド富雄 | 奈良市佐紀町3220番地の3 | 株式会社グッドライフ | 平成30年10月1日 |
| 2970108003 | 奈良市南肘塚町205番地の1 | サンライフ奈良ケアプランセンター | 奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 | 医療法人 清和会 | 平成30年10月1日 |
| 2970108011 | 奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | ヘルパー・め組 | 奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | 株式会社R&S | 平成30年10月1日 |

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 | 開設者氏名 |
|------------|--------|---------------|-----------------------------|
| 平成30年10月1日 | あやめ池薬局 | 奈良市疋田町二丁目1番5号 | 株式会社ヘルシーファーム 代表取締役 澤 健治郎 |

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市告示第547号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成30年10月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年3月4日、同月6日、同月9日、同月13日、同月15日、同月19日及び同月22日

(平成30年10月1日揭示済)

の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------|----------------------------|----------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 東 昌史 奈良市敷島町二丁目546番地の111 | 中村 治郎 奈良市敷島町一丁目1076番地の6 |

2 変更の年月日

平成30年5月27日

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 江口 忠博 奈良市東登美ヶ丘 四丁目23番57号 | 蘆田 絢子 奈良市東登美ヶ丘 四丁目14番25号 |

2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年10月2日揭示済)

奈良市告示第550号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年10月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度

期別

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 平成29年度国民健康保険料督促状 | 第6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月期 |
| 平成30(28)年度国民健康保険料督促状 | 第7月期 |
| 平成30(29)年度国民健康保険料督促状 | 第4・7月期 |
| 平成30年度国民健康保険料督促状 | 第6・7・8月期 |

2 送達を受けるべき者

省略

(平成30年10月3日揭示済)

の法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したため、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年10月3日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 | 開設者氏名 |
|------------|------------|-----------------|-------------------------|
| 平成30年10月1日 | スギ薬局 富雄三松店 | 奈良市三松四丁目880番地の3 | 株式会社スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一 |

(平成30年10月3日揭示済)

(平成30年10月4日揭示済)

奈良市告示第552号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年10月4日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年10月4日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

1 指定年月日 平成30年9月1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|-------------|----------|-----------------------------|-----------------|----------|-----------------------------|--------------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910101100 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県橿ノ川町50番地の1 | デリカテッセン イーハートーヴ | 631-0064 | 奈良県奈良市帝塚山南四丁目11番14号 | 就労定着支援 |
| 2910102033 | 株式会社KI ZUNA | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町185番地 シャンポール山添105 | ケアステーションこどの | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町185番地 シャンポール山添105 | 行動援護 |
| 2910102876 | 合同会社イノバイト | 630-8144 | 奈良県奈良市東九条町17番地の1 | イノバイト2 | 639-8442 | 奈良県奈良市北永井町372番地 | 就労移行支援 就労継続支援A型 |

| | | | | | | | |
|------------|------------------|----------|--------------------------------------|--------------|----------|---------------------|----------------|
| 2910102868 | ユースタイルラボラトリー株式会社 | 164-0011 | 東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F | 土屋訪問介護事業所 奈良 | 630-8127 | 奈良県奈良市三条添川町1番5-703号 | 居宅介護 重度訪問介護 |
|------------|------------------|----------|--------------------------------------|--------------|----------|---------------------|----------------|

2 指定年月日 平成30年10月1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|----------------------|----------|-------------------------------------|-----------------------|----------|-------------------------------------|----------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910101381 | 社会福祉法人ぶろほの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5番39号第3やまと建設ビル201号 | テクノパークぶろほの高の原 | 631-0805 | 奈良県奈良市右京1番地の2 | 就労定着支援 |
| 2910101159 | 社会福祉法人ぶろほの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5番39号第3やまと建設ビル201号 | テクノパークぶろほの新大宮 | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5番41号 ぶろほの福祉ビル4階 | 就労定着支援 |
| 2910100235 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 行動援護 |
| 2910102397 | 特定非営利活動法人ならサポートワークラボ | 631-0816 | 奈良県奈良市西大寺本町2番20-201号 | ワークラボ | 631-0816 | 奈良県奈良市西大寺本町2番20-201号 | 自立訓練（生活訓練） |
| 2910102884 | 株式会社R&S | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | ヘルパー・め組 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 2910102892 | 特定非営利活動法人ばるばる | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号 三和佐保川ビル202 | 居宅介護サービスてくてく | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町七丁目2番23号 三和佐保川ビル202 | 居宅介護 同行援護 |
| 2910102900 | ポシブル医学株式会社 | 577-0033 | 大阪府東大阪市御厨東二丁目1-6 | ポシブル高の原 | 631-0011 | 奈良県奈良市押熊町1278番地の1 | 共生型生活介護 |
| 2910102918 | ポシブル医学株式会社 | 577-0033 | 大阪府東大阪市御厨東二丁目1-6 | ポシブル高の原next | 631-0011 | 奈良県奈良市押熊町1278番地の1 | 共生型生活介護 |

(平成30年10月4日掲示済)

奈良市告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年10月4日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 平成30年9月30日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|--------------------|----------|-----------------------|--------------------|----------|-----------------------|------------------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2920100027 | 医療法人財団北林厚生会 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西四丁目6番3号 | ふきのとう | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西五丁目1番9-1号 | 共同生活援助 |
| 2910100680 | 特定非営利活動法人なら福祉介護ネット | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西一丁目12番76号 | 特定非営利活動法人なら福祉介護ネット | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西一丁目12番76号 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 |
| 2910100219 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155番地の1 | ヘルパーセンターこまどり | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155番地の1 | 重度訪問介護 |
| 2910100532 | 社会福祉法人秋篠茜会 | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号 | こがねの里ホームヘルプセンター | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 |

(平成30年10月4日揭示済)

奈良市告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 廃止年月日 平成30年9月30日

に規定する指定特定相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示します。

平成30年10月4日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|------------|----------|------------------|-------------|----------|------------------|--------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2930100140 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50番地の1 | 青葉仁会相談支援 十萌 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50番地の1 | 計画相談支援 |

(平成30年10月4日揭示済)

奈良市告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年10月4日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 申請者名称 | 郵便番号 | 申請者住所 | 事業所名称 | 郵便番号 | 事業所住所 | サービス種類 | 指定更新日 | 指定有効期限 |
|------------|-----------|----------|-----------------------------|-----------------------|----------|----------------|--------|------------|------------|
| 2910100128 | なら山産業株式会社 | 630-8105 | 奈良県奈良市佐保台3-902-217 | ばくのゆめ | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町82-2 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100128 | なら山産業株式会社 | 630-8105 | 奈良県奈良市佐保台3-902-217 | ばくのゆめ | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町82-2 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100128 | なら山産業株式会社 | 630-8105 | 奈良県奈良市佐保台3-902-217 | ばくのゆめ | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町82-2 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100656 | ホームケア株式会社 | 540-0026 | 大阪府大阪市中央区本町一丁目1番10号リンサンビル4階 | ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション | 630-8293 | 奈良県奈良市川久保町6-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--------------|--|--|--------------|-----------------------------|------------|----------------|----------------|
| 2910100656 | ホームケア 一株式会社 | 540- 0026 | 大阪府大阪市 中央区内本町 一丁目1番10 号リンサンビ ル4階 | ホームケア 一株式会社 奈良ヘルパ ーステーシ ョン | 630- 8293 | 奈良県奈良市 川久保町6- 1 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100151 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100151 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100151 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 行動援護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100169 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション 高畑 | 630- 8301 | 奈良県奈良市 高畑町95-1 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100169 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション 高畑 | 630- 8301 | 奈良県奈良市 高畑町95-1 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100169 | 医療法人岡 谷会 | 630- 8325 | 奈良県奈良市 西木辻町200 | 岡谷会ホー ムヘルプス テーション 高畑 | 630- 8301 | 奈良県奈良市 高畑町95-1 | 行動援護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100458 | 医療法人財 団北林厚生 会 | 630- 8044 | 奈良県奈良市 六条西4-6 -3 | サポートセ ンター夢 | 630- 8044 | 奈良県奈良市 六条西4-6 -3 | 短期入所 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910101837 | 株式会社け いはんなヘ ルパーステ ーション | 631- 0072 | 奈良県奈良市 二名三丁目952 -1 | けいはんな ヘルパース テーション | 631- 0072 | 奈良県奈良市 二名三丁目952 -1 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910101837 | 株式会社け いはんなヘ ルパーステ ーション | 631- 0072 | 奈良県奈良市 二名三丁目952 -1 | けいはんな ヘルパース テーション | 631- 0072 | 奈良県奈良市 二名三丁目952 -1 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100474 | 株式会社サ ポートサー ビス | 630- 8114 | 奈良県奈良市 芝辻町1-1 -21 | サポート介 護センター | 630- 8114 | 奈良県奈良市 芝辻町1-1 -21 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100474 | 株式会社サ ポートサー ビス | 630- 8114 | 奈良県奈良市 芝辻町1-1 -21 | サポート介 護センター | 630- 8114 | 奈良県奈良市 芝辻町1-1 -21 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100417 | 株式会社ひ まわりの会 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | ぼれぼれ秋 篠 | 631- 0814 | 奈良県奈良市 秋篠三和町1 -1-21 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100417 | 株式会社ひ まわりの会 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | ぼれぼれ秋 篠 | 631- 0814 | 奈良県奈良市 秋篠三和町1 -1-21 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100409 | 株式会社ひ まわりの会 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | ぼれぼれ登 美ヶ丘 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100409 | 株式会社ひ まわりの会 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | ぼれぼれ登 美ヶ丘 | 631- 0004 | 奈良県奈良市 登美ヶ丘2- 2-15 | 重度訪問 介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |
| 2910100441 | 株式会社ま ごころ福祉 | 631- 0013 | 奈良県奈良市 中山町西4- 535-526 | まごころ福 祉 中山町 事業所 | 631- 0013 | 奈良県奈良市 中山町西4- 535-526 | 居宅介護 | 平成30年 10月1日 | 平成36年 9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|--------------------|----------|---------------------|---------------------|----------|--------------------------------|--------|------------|------------|
| 2910100441 | 株式会社まごころ福祉 | 631-0013 | 奈良県奈良市中山町西4-535-526 | まごころ福祉 中山町事業所 | 631-0013 | 奈良県奈良市中山町西4-535-526 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100144 | 株式会社ライフエール | 632-0001 | 奈良県天理市中之庄町555番地 | 株式会社ライフエール 奈良店 | 631-0824 | 奈良県奈良市西大寺南町17番13号 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100144 | 株式会社ライフエール | 632-0001 | 奈良県天理市中之庄町555番地 | 株式会社ライフエール 奈良店 | 631-0824 | 奈良県奈良市西大寺南町17番13号 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100086 | 株式会社日本ユニケア | 631-0002 | 奈良県奈良市東登美ヶ丘1-1-3 | ハーモニー・ヘルパーステーション学園前 | 631-0003 | 奈良県奈良市中登美ヶ丘1-1994-3 D20号棟102号室 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100086 | 株式会社日本ユニケア | 631-0002 | 奈良県奈良市東登美ヶ丘1-1-3 | ハーモニー・ヘルパーステーション学園前 | 631-0003 | 奈良県奈良市中登美ヶ丘1-1994-3 D20号棟102号室 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100664 | 株式会社椀の家 | 630-0133 | 奈良県生駒市あすか野南1-2-2 | 宅老サロン 椀の家奈良営業所 | 631-0052 | 奈良県奈良市中町221-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100664 | 株式会社椀の家 | 630-0133 | 奈良県生駒市あすか野南1-2-2 | 宅老サロン 椀の家奈良営業所 | 631-0052 | 奈良県奈良市中町221-1 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100185 | 社会医療法人平和会 | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1 | 吉田病院ホームヘルプステーション | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100185 | 社会医療法人平和会 | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1 | 吉田病院ホームヘルプステーション | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町1-7-1 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100227 | 社会福祉法人あゆみの会 | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1 | オープンスペースAYUMI | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1381-1 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100466 | 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀4-3-10 | サンタ・マリア ホームヘルプサービス | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀4-3-10 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100466 | 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀4-3-10 | サンタ・マリア ホームヘルプサービス | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀4-3-10 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2920100076 | 社会福祉法人こぶしの会 | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町529-4 | ケアホーム 春日苑 | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町2139-31 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100268 | 社会福祉法人こぶしの会 | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町529-4 | 支援センターふゅーちゃー | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町529-4 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100268 | 社会福祉法人こぶしの会 | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町529-4 | 支援センターふゅーちゃー | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町529-4 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100219 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | ヘルパーセンターこまどり | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100219 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | ヘルパーセンターこまどり | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------------|----------|--------------------------------|--------------|----------|--------------------------------|------------|------------|------------|
| 2920100043 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | もみの木・くるみ | 630-8053 | 奈良県奈良市七条一丁目13-34 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100219 | 社会福祉法人こまどり会 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | 三蔵庵 | 630-8042 | 奈良県奈良市西ノ京町155-1 | 生活介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2920100035 | 社会福祉法人ならやま会 | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町2532-3 | スマイル | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町245-1 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100722 | 社会福祉法人バルツァ事業会 | 630-8425 | 奈良県奈良市鹿野園町1000-1 | バルツァ・ゴードル | 630-8425 | 奈良県奈良市鹿野園町1000-1 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910101845 | 社会福祉法人ぶろぼの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル201号 | SCファームぶろぼの | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル202号 | 就労継続支援(B型) | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100250 | 社会福祉法人わたぼうしの会 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | たんぼぼの家 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100250 | 社会福祉法人わたぼうしの会 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | たんぼぼ生活支援センター | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100250 | 社会福祉法人わたぼうしの会 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | たんぼぼ生活支援センター | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100250 | 社会福祉法人わたぼうしの会 | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | たんぼぼ生活支援センター | 630-8044 | 奈良県奈良市六条西3-25-4 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100714 | 社会福祉法人史明会 | 630-2192 | 奈良県奈良市鹿野園町1584-2 | 障害者支援施設ボイス | 630-8425 | 奈良県奈良市鹿野園町1584-2 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100284 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | あおはにの家 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2920100084 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | サンフラワーホーム | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町1238-4 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100284 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100284 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100284 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 社会福祉法人青葉仁会 | 630-2152 | 奈良県奈良市柚ノ川町50-1 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100524 | 社会福祉法人大倭安宿苑 | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町5-27 | 障害者支援施設菅原園 | 631-0042 | 奈良県奈良市大倭町4-6 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100912 | 社会福祉法人中川会 | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167 | 社会福祉法人中川会 | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100912 | 社会福祉法人中川会 | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167 | 社会福祉法人中川会 | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町167 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100516 | 社会福祉法人東大寺福祉事業団 | 630-8211 | 奈良県奈良市雑司町406-1 | 東大寺光明園 | 630-8111 | 奈良県奈良市雑司町406-1 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|------------------|----------|-------------------|-----------------------|----------|-------------------|------------|------------|------------|
| 2910100235 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100235 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100813 | 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 | 630-8454 | 奈良県奈良市杏町79番地の4 | 生活介護やすらぎ広場 | 631-0801 | 奈良県奈良市左京5-3-1 | 生活介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100946 | 社会福祉法人福寿会 | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | ならやま園ショートステイサービス | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100946 | 社会福祉法人福寿会 | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | ならやま園ホームヘルプステーション | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100946 | 社会福祉法人福寿会 | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | ならやま園ホームヘルプステーション | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100375 | 社会福祉法人福寿会 | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | 平城園ホームヘルプステーション | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1567 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100375 | 社会福祉法人福寿会 | 631-0803 | 奈良県奈良市山陵町1085 | 平城園ホームヘルプステーション | 631-0811 | 奈良県奈良市秋篠町1567 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2920100092 | 植村牧場株式会社 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町168 | グループホームまきば | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町168 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910101852 | 特定非営利活動法人COM | 630-8226 | 奈良県奈良市小西町12番1 | Machiya Works “こいんどう” | 630-8226 | 奈良県奈良市小西町12番1 | 生活介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910101852 | 特定非営利活動法人COM | 630-8226 | 奈良県奈良市小西町12番1 | Machiya Works “こいんどう” | 630-8226 | 奈良県奈良市小西町12番1 | 就労継続支援（B型） | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910101647 | 特定非営利活動法人きらの木 | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2250-11 | スマイルライフきらの木 | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓町2250-11 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2920100100 | 特定非営利活動法人マープル | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町2-4-4 | 麦畑 | 631-0818 | 奈良県奈良市西大寺赤田町2-4-4 | 共同生活援助 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100631 | 特定非営利活動法人みつわ会 | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | みつわ会ケアセンター | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100631 | 特定非営利活動法人みつわ会 | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | みつわ会ケアセンター | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100631 | 特定非営利活動法人みつわ会 | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | みつわ会ケアセンター | 630-8441 | 奈良県奈良市神殿町630番地の6 | 行動援護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------------------------|----------|-------------------------|----------------------------|----------|-----------------------------|--------|------------|------------|
| 2910100540 | 特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24 | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階 | 自立生活センター奈良サポート24 | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100540 | 特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24 | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階 | 自立生活センター奈良サポート24 | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100565 | 特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町285-2 | 特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町285-2 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100565 | 特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町285-2 | 特定非営利活動法人自立生活支援センターフリーダム21 | 630-8102 | 奈良県奈良市般若寺町285-2 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100334 | 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター | 630-8053 | 奈良県奈良市七条2-789 | 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター | 630-8053 | 奈良県奈良市七条2-789 | 療養介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100623 | 奈良県 | 630-8501 | 奈良県奈良市登大路町30 | 奈良県立登美学園 | 631-0043 | 奈良県奈良市菅野台2-43 | 短期入所 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100557 | 日本ホテルサポート有限会社 | 630-8051 | 奈良県奈良市七条町100番地の4 | ほっとハート | 630-8051 | 奈良県奈良市七条町100番地の4 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100482 | 有限会社アイ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目16-15 | アイ訪問介護ステーション | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目16-15 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100482 | 有限会社アイ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目16-15 | アイ訪問介護ステーション | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目16-15 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100607 | 有限会社あんしん | 631-0032 | 奈良県奈良市あやめ池北1-5-5 | 有限会社あんしん | 631-0012 | 奈良県奈良市中山町1251番地の1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100607 | 有限会社あんしん | 631-0032 | 奈良県奈良市あやめ池北1-5-5 | 有限会社あんしん | 631-0012 | 奈良県奈良市中山町1251番地の1 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100300 | 有限会社オネスティ | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町74-37 | 訪問介護ステーションオネスティ | 630-8325 | 奈良県奈良市西木辻町146-5 ハートフル21 102 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100300 | 有限会社オネスティ | 630-8424 | 奈良県奈良市古市町74-37 | 訪問介護ステーションオネスティ | 630-8325 | 奈良県奈良市西木辻町146-5 ハートフル21 102 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100748 | 有限会社キョウワ | 619-0216 | 京都府木津川市市見台8-4-26 | ハーモニーケアサービス | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町2-322-9 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100748 | 有限会社キョウワ | 619-0216 | 京都府木津川市市見台8-4-26 | ハーモニーケアサービス | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町2-322-9 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100573 | 有限会社サポートさくら | 631-0805 | 奈良県奈良市右京3-3-1 | 有限会社サポートさくら | 631-0805 | 奈良県奈良市右京3-3-1 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------------------|----------|------------------------------|--------------------|----------|------------------------------|--------|------------|------------|
| 2910100573 | 有限会社サポートさくら | 631-0805 | 奈良県奈良市右京3-3-1 | 有限会社サポートさくら | 631-0805 | 奈良県奈良市右京3-3-1 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100383 | 有限会社つばさ | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町2750-2 | 訪問介護ステーションつばさ | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町2750-2 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100383 | 有限会社つばさ | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町2750-2 | 訪問介護ステーションつばさ | 630-8104 | 奈良県奈良市奈良阪町2750-2 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100581 | 有限会社テンドー・ハート | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町二丁目5-9-102 | 有限会社テンドー・ハート | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町2-5-9-102 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100581 | 有限会社テンドー・ハート | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町二丁目5-9-102 | 有限会社テンドー・ハート | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町2-5-9-102 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100706 | 有限会社はっぴい | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町七丁目522-2-403 | はっぴい | 630-8357 | 奈良県奈良市杉ヶ町68-1第3西田ロイヤルハイツ504 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100706 | 有限会社はっぴい | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町七丁目522-2-403 | はっぴい | 630-8357 | 奈良県奈良市杉ヶ町68-1第3西田ロイヤルハイツ504 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100359 | 有限会社ホームヘルパーナーズステーション | 630-8043 | 奈良県奈良市六条1丁目1番12号 | 訪問介護ステーションならまち | 630-8043 | 奈良県奈良市六条1丁目1番12号 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100359 | 有限会社ホームヘルパーナーズステーション | 630-8043 | 奈良県奈良市六条1丁目1番12号 | 訪問介護ステーションならまち | 630-8043 | 奈良県奈良市六条1丁目1番12号 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100342 | 有限会社ヤマキ代務サービス | 630-8341 | 奈良県奈良市南城戸町28番地 | ライフサポート奈良 | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町3-397-2 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100342 | 有限会社ヤマキ代務サービス | 630-8341 | 奈良県奈良市南城戸町28番地 | ライフサポート奈良 | 630-8141 | 奈良県奈良市南京終町3-397-2 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100102 | 有限会社やまびこ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | ホームヘルプステーショングットライフ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100102 | 有限会社やまびこ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | ホームヘルプステーショングットライフ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100326 | 有限会社安心ライフ | 631-0812 | 奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA-110 | 有限会社安心ライフ | 631-0812 | 奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA-110 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100326 | 有限会社安心ライフ | 631-0812 | 奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA-110 | 有限会社安心ライフ | 631-0812 | 奈良県奈良市秋篠早月町10-10三和マンションA-110 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100649 | 有限会社在宅介護サービスラブ | 631-0816 | 奈良県奈良市西大寺本町7-2 | 在宅介護サービスラブ | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町1376フルール一条202号 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------------|----------|-------------------------------|---------------|----------|-------------------------------|--------|------------|------------|
| 2910100649 | 有限会社在宅介護サービスラブ | 631-0816 | 奈良県奈良市西大寺本町7-2 | 在宅介護サービスラブ | 630-8001 | 奈良県奈良市法華寺町1376フルール一条202号 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100599 | 有限会社天与 | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓六丁目10番26号エクセター帝塚山203号 | ヘルパーステーションチーム | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓六丁目10番26号エクセター帝塚山203号 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100599 | 有限会社天与 | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓六丁目10番26号エクセター帝塚山203号 | ヘルパーステーションチーム | 631-0061 | 奈良県奈良市三碓六丁目10番26号エクセター帝塚山203号 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100425 | 有限会社友舞 | 631-0801 | 奈良県奈良市左京三丁目18番地の20 | 訪問介護友舞 | 631-0801 | 奈良県奈良市左京四丁目3番地の5 | 居宅介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |
| 2910100425 | 有限会社友舞 | 631-0801 | 奈良県奈良市左京三丁目18番地の20 | 訪問介護友舞 | 631-0801 | 奈良県奈良市左京四丁目3番地の5 | 重度訪問介護 | 平成30年10月1日 | 平成36年9月30日 |

(平成30年10月4日揭示済)

奈良市告示第557号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定により、平成30年12月2日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定により作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の縦覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成30年10月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 縦覧期間
平成30年10月9日から平成30年10月22日まで
- 2 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所
奈良市西大寺南町2番6号
奈良市 都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所
(平成30年10月5日揭示済)

奈良市告示第558号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年10月5日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成30年10月5日揭示済)

奈良市告示第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年10月9日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市押熊町180番地 |
| 申請者氏名 | 株式会社ソニック 代表取締役 小林 訓子 |
| 道路の位置 | 奈良市中山町1774番25の一部、1775番4 及び1777番4 |
| 道路の幅員 | 最大6.01m 最小4.00m |
| 道路の延長 | 59.95m |
| 指定年月日 | 平成30年10月9日 |
| 指定番号 | 第H3003号 |

(平成30年10月9日揭示済)

奈良市告示第560号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年10月9日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年10月9日揭示済)

奈良市告示第561号

梅の郷月ヶ瀬温泉の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
梅の郷月ヶ瀬温泉
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 温泉施設の供用に関すること。
 - (2) 温泉施設の利用料金の収受に関すること。
 - (3) 温泉施設等の維持管理に関すること。
 - (4) 梅の郷月ヶ瀬温泉指定管理に関する基本協定書に掲げる事業その他温泉施設の運営に関すること。
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課
- (2) 申請期間
平成30年10月9日から平成30年11月5日まで
- (3) 提出書類
梅の郷月ヶ瀬温泉及び月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定管理者事業計画書
イ 梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成29年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課
電話0743-92-0131

(平成30年10月9日揭示済)

奈良市告示第562号

奈良市特産品等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地
奈良市特産品等直売施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場）
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の事業の実施に関すること
 - ①地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売に関すること。
 - ②観光情報及び地域情報の発信に関すること。
 - ③その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

- (2) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関すること。
(3) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課
- (2) 申請期間
平成30年10月9日から平成30年11月5日まで
- (3) 提出書類
梅の郷月ヶ瀬温泉及び月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定
管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してくだ
さい。
- ア 梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定
管理者事業計画書
- イ 梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれあい市場指定
管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類
する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び
貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわか
る書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書そ
の他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成29年度分の法人市町村
民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係
る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定
管理者の指定の申請の申請の申請に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、梅の郷月ヶ瀬温泉・月ヶ瀬温泉ふれ
あい市場指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課
電話0743-92-0131
(平成30年10月9日揭示済)

奈良市告示第563号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年10月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成29年6月30日 奈良市指令整開 第17A-2号

平成30年9月19日 奈良市指令整開

第17A-12-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年10月10日 第1655号
公共施設 平成30年10月10日 第803号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来町1108番3の一部 他28筆(全体)
奈良市宝来町1108番3の一部、1154番、1155番、1156
番の一部、1160番2、1161番、1162番、1163番3、1167
番2、1170番、1258番1、1258番2の一部、1258番3、
1258番4、1259番、1260番、1261番3、1261番6、1262
番1、1262番2、1262番3、1263番1、1263番2、1268
番(1工区)
奈良市菅原町749番の一部、750番1、750番2、759番
67の一部(1工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区瓦町二丁目4番5号
三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市宝来町1154番の一部、1155番の一部、1156番
の一部、1160番2の一部、1161番の一部、1258番1の
一部、1258番2の一部、1258番4の一部、1259番の一
部、1261番3の一部、1262番1の一部、1262番2の一
部、1262番3の一部、1263番1の一部、1263番2の一
部
- (2) 歩行者専用通路
奈良市宝来町1263番1の一部
- (3) 下水道
奈良市宝来町1154番の一部、1155番の一部、1156番
の一部、1161番の一部、1258番1の一部、1258番2の
一部、1258番4の一部、1259番の一部、1260番の一
部、1261番3の一部、1261番6の一部、1262番1の一部、
1262番2の一部、1262番3の一部
- (4) 公園
奈良市宝来町1261番6の一部
奈良市菅原町749番の一部、750番の一部、759番2
の一部、759番67の一部
- (5) 防火水槽
奈良市宝来町1154番の一部
- (6) 調整池
奈良市宝来町1154番の一部
(平成30年10月10日揭示済)

奈良市告示第564号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1
項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法
施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定によ
り告示します。

平成30年10月11日

奈良市長 仲川元庸

| | | | | |
|-------|------------------|---------------|-----------------|------------|
| 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診療科目 (障害名) | 辞退年月日 |
| 石井 啓介 | 医療法人康仁会 西の京病院 | 奈良市六条町102番地の1 | 整形外科 (肢体不自由) | 平成30年10月2日 |

(平成30年10月11日揭示済)

奈良市告示第565号

平成30年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成30年10月11日

奈良市長 仲川 元庸

| | |
|---------------|--------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 別紙のとおり |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |

別紙省略

(平成30年10月11日揭示済)

奈良市告示第566号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、平成18年旧介護保険法第115条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年10月12日

奈良市長 仲川 元庸

- 届出者の名称
医療法人新仁会（社団）（理事長 久富充廣）
- 届出者の主たる事務所の所在地
奈良市鹿野園町1212番地の1
- 辞退する事業所の名称
医療法人新仁会 奈良春日病院

- 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

| 予防接種の種類 | 予防接種の対象者の範囲 | 予防接種を行う期間 | 予防接種を行う場所 |
|---------|--|--------------------------------|-----------|
| インフルエンザ | (1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者 | 平成30年10月15日から 平成30年12月28日まで | 別紙のとおり |

- 辞退する事業の種類
介護療養型医療施設
- 介護保険事業所番号
2910101811
- 辞退する事業所の所在地
奈良市鹿野園町1212番地の1
- 辞退年月日
平成30年10月31日

(平成30年10月12日揭示済)

奈良市告示第567号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月12日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年10月12日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年10月12日揭示済)

奈良市告示第568号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

- 2 接種不適当者
- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
 - (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 接種要注意者
- (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 料金
- 1,700円
- ※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護第一課または保護第二課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口へ提出した場合は無料。
- 5 その他
- 不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

(平成30年10月15日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年10月1日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治

2-2 供用を開始する排水施設の位置

| 処 理 分 区 | 起 点 | 終 点 | 備考 |
|------------|---------------|---------------|----|
| 佐保川第10処理分区 | 富雄元町三丁目2066番1 | 富雄元町三丁目2066番4 | ① |
| 佐保川第12処理分区 | 五条二丁目560番 | 五条二丁目561番 | ② |

3 公共污水柵設置のうち、供用を開始する箇所

- ③中山町184番1
- ④押熊町1335番1 他5筆
- ⑤押熊町528番7
- ⑥山陵町973番4
- ⑦山陵町51番
- ⑧北永井町373番13

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

同 三 橋 和 史
長寿福祉課
監査結果公表日 平成28年6月29日
(奈良市監査委員告示第13号)
措置結果通知日 平成30年9月21日

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|---|---|
| (3) ななまるカード再発行実費徴収金について、所管課作成の公金等取扱いマニュアルでは、1週間の間に収納したものを一括調定するとされているが、1箇月分をまとめて調定していた。同マニュアルに則り、適正な事務処理を行われたい。 | (3) ななまるカード再発行実費徴収金については、各出張所機関からの再発行依頼書の原本の送達に時間がかかり、調定すべき金額確定に時間を要するため、10日分をまとめて調定することに平成30年2月より改めました。なお、公金等取扱いマニュアルについても実態に即したものに修正を行いました。 |

(平成30年10月1日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第56号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年10月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年10月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年10月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
富雄元町三丁目、五条二丁目の各一部

分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年10月1日掲示済)

奈良市企業局告示第57号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書
及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び
領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）の一部を次の
ように改正する。

別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第5号様式

水道施設分担金、水道施設加算分担金、負担金、手数料、その他納入通知書、納入済通知書及び領収書

納入通知書

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

※ この様式は、納入先に株式会社ゆづりちよ銀行を含まない場合に使用する。

第4号様式

水道施設分担金、水道施設加算分担金、負担金、手数料、その他の納入通知書、納入済通知書及び領収書

納入通知書

口座番号 加入者名 奈良市公営企業管理者 調整者 収入印 (取込金封筒用)

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

住所 氏名 発行 納入期限 科目 内容又は説明 金額 合計金額

調整者 収入印 (取込金封筒用)

年度 平成 年 月 日

※ この様式は、納入先に株式会社ゆづりちよ銀行を含む場合に使用する。

附則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。
(平成30年10月1日揭示済)

奈良市企業局告示第58号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年10月2日

奈良市公営企業管理者
池田修

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|-----------|----------------|--------------------|------------|
| 株式会社 阪奈興業 | 代表取締役 北河 省三 | 大阪府四條畷市大字上田原547番地2 | 平成30年9月21日 |

(平成30年10月2日揭示済)

奈良市企業局告示第59号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年10月10日

奈良市公営企業管理者
池田修

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|--------------------|----------------|-------------------------|------------|
| 株式会社 ネクサス 奈良事務所 | 代表取締役 岡田 憲博 | 奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル4F | 平成30年9月27日 |

(平成30年10月10日揭示済)

奈良市企業局告示第60号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年10月10日

奈良市公営企業管理者
池田修

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|-------------|----------------|-----------------------|------------|
| 有限会社 高倉設備工業 | 代表取締役 高倉 啓安 | 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5 | 平成30年10月1日 |

(平成30年10月10日揭示済)

奈良市企業局告示第61号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市公共下水道（青山処理区）の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年10月15日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年10月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 予定処理区域
84.47ha
- 2 工事着手の年月日
昭和59年2月24日
- 3 工事完成の予定年月日
平成37年3月31日

(平成30年10月15日揭示済)

奈良市企業局告示第62号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道

事業奈良市公共下水道（平城処理区）の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年10月15日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年10月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 予定処理区域
311.00ha
- 2 工事着手の年月日
昭和63年9月21日
- 3 工事完成の予定年月日
平成37年3月31日

(平成30年10月15日揭示済)

奈良市企業局告示第63号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市公共下水道（佐保台処理区）の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年10月15日から2週間、奈良市

企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年10月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 予定処理区域
52.35ha
- 2 工事着手の年月日
平成7年12月12日
- 3 工事完成の予定年月日
平成37年3月31日

(平成30年10月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第3号

全職員

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月10日

奈良市消防局長 藤村正弘

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）」を「奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年10月10日から施行する。

(平成30年10月10日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 学校の設置及び学校規模適正化に関すること。

第3条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 通学区の設置及び改廃に関すること。

第4条施設係の部分中第6号及び同条就学係の部分中第

6号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年10月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

平成30年10月定例教育委員会を次のとおり開催します。で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年10月10日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

1 日 時

平成30年10月16日（火）

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部改正について

議事

議案第29号 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部改正について

議案第30号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第31号 学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部改正について

協議事項

「世界遺産学習の成果と改善について」

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年10月10日揭示済)

奈良市社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月10日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第12号

奈良市社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則
奈良市社会教育委員会会議規則（昭和39年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会長に事故あるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会議長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年10月10日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会平成30年10月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年10月5日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成30年10月12日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（別紙）

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について（別紙）

(4) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について（9月専決処理分）

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（9月専決処理分）

(6) 知事許可について（9月許可分）

(平成30年10月5日揭示済)

正 誤

平成30年6月22日付け奈良市公報号外第4号

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-----------|-------------------------------|
| 53 | 右 | 上から15 | に次に | の次に |
| 77 | 右 | 下から14 | 奈良市告示194号 | 奈良市告示第194号 |
| 78 | 右 | 上から13 | 別記第3様式 | 別記第3号様式 |
| 79 | 左 | 上から1 | 附 則 | 別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。 附 則 |